

保存版 2019年10月

このガイドブックは保存版です。

新たな改訂版発行まで大切に
保管して活用してください。

エッコロ制度 ガイドブック

組合員どうしのたすけあいのしくみ



エッコロは「はい、どうぞ」という意味のイタリア語です。

困った時に手を差しのべあってたすけあうという想いが込められています。
一見かわいらしいウサギですが、逆さにしてみると両手が図案化されています。

生協エスコープ大阪

お名前



はじめに

「エコロ制度は組合員同士のたすけあい」

エスコープ大阪の共同購入は、設立当初「班」が基本で、当時の班ではみんなで消費材（当時は商品と呼んでいました）を分け合い、ちょっと困ったときはお互い支え合うということがよくありました。しかし、個人配達が大半となった今では、組合員同士のつながりは薄くなってきているのが現状です。

今の私たちを取り巻く社会は、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、経済格差・貧困等の問題を抱え、生活の不安が増大しています。このような不安は公助や自助だけに頼るだけでは解消されません。エコロ制度のような共助のしくみが今後ますます必要となってきます。

エコロ制度は、エスコープ大阪独自のたすけあいのしくみです。

2015年10月から新たに開始した制度で、組合員全員でつくっていくしくみです。組合員どうしのたすけあえる関係をひろげていきましょう。

そして、自分のためにも、仲間のためにも、次世代のためにも、つないでいけるエコロ制度をおおぜいでつくっていきましょう。



目次

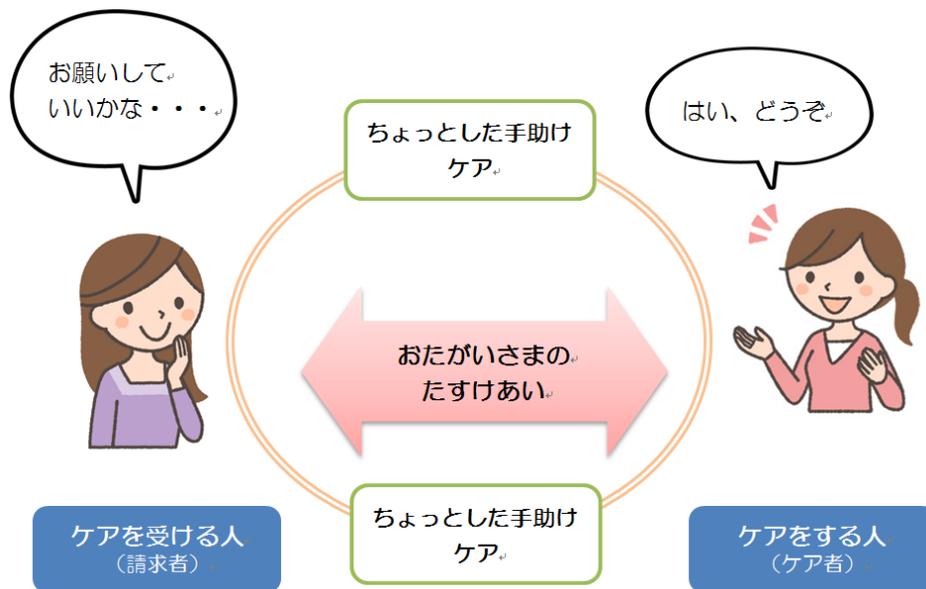
はじめに、目次	・・・	1 ページ
エコロ制度とは？	・・・	2 ページ
エコロ制度のながれ	・・・	3 ページ
エコロ制度のルール	・・・	4～5 ページ
保障内容	・・・	6～11 ページ
エコロ制度のその他のしくみ	・・・	12 ページ
エコロ制度規程・別表	・・・	13～17 ページ
各種請求書・登録用紙	・・・	18～21 ページ
こんな時使える？どう使うの？エコロ制度	・・・	22 ページ



エスコープ大阪のエッコロ制度とは？

エコロ制度はエスコープ大阪の独自の 「組合員どうしのたすけあい」のしくみです

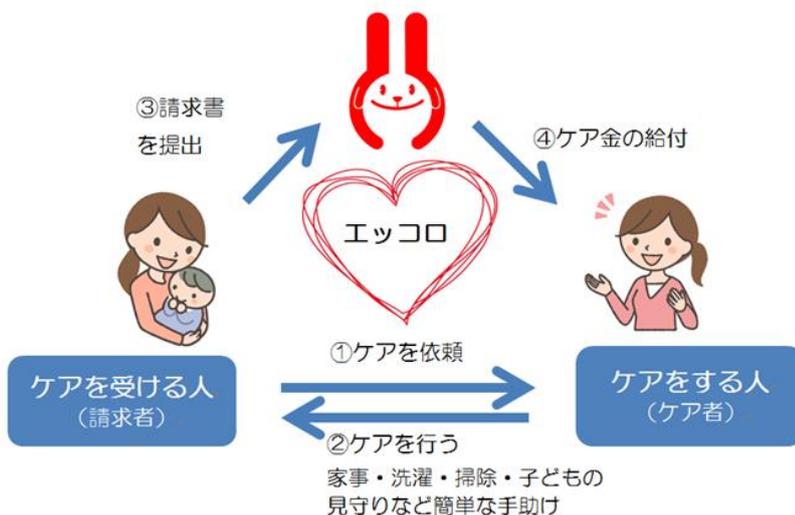
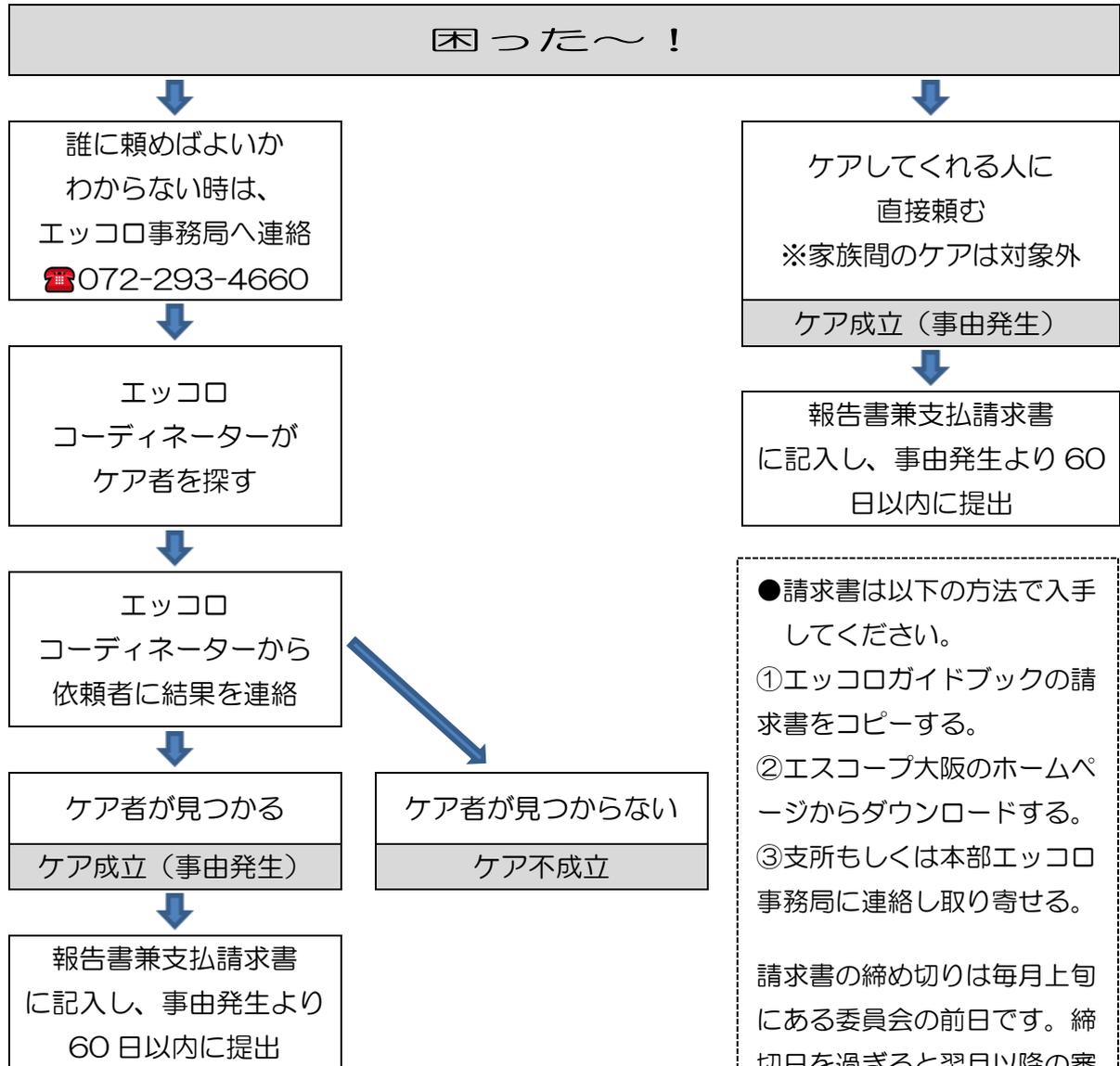
“身近な何気ない「たすけあい」”をしくみにしたのがエコロ制度です。エコロ制度で支払われるもの、受け取るものは報酬ではなく、たくさんの「ありがとう」の気持ちです。



- エッコロ制度は、加入者が毎月 100 円を拠出し、その拠出金を原資に組合員間での「ちょっとした手助け」に対して「ケア金」を給付します。
- エッコロ制度に加入すると、毎月 100 円をエスコープ大阪の共同購入代金と一緒に払込みます。(エコロ制度に加入すると自動的に引き落としとなります。)
- エッコロ制度を利用したいときは、ケアを受ける人が、エコロ制度に加入している組合員に直接ケアの依頼をします。双方のやり取りでケア内容・時間・場所を確認します。ケアの内容については、双方のやり取りで合意を取ります。
- お互いがエコロ制度の加入者であれば、誰でもいつでもケアを受けたり、ケアをすることができます。加入者と生計を共にする家族も「できるよ登録」をしてケア者になることができます。但し、家族間のケアはエコロ制度の対象外です。
- エッコロ制度はおおぜいの組合員がたくさん利用ことでより良い制度になっていきます。エスコープ大阪の組合員どうしのたすけあいのつながりをたくさんつくって、安心できる地域をつくっていきましょう。



エッコロ制度のながれ





エコロ制度のルール

1、ケア金とは

- ケア金は、「おたがいさまのたすけあい」のしるしとしてエコロ加入者全員の拠出金の中から支払われます。
- ケア金は、ケアした人（加入者の家族がケア者になった場合は加入者）に支払われ、共同購入代金と相殺して給付となります。
- ケア金は、時給（＝労働対価）として支払われるものではありません。

2、ケアのルール

- お互いがエコロ制度の加入者であれば、だれでもいつでもケアを受けたり、ケアをすることができます。加入者と生計を共にする家族は、「できるよ登録」をして、ケアをすることができます。
- ケアは、一人でできる「簡単なケア」とし、基本的に1ケアを1時間程度とします。連続して1時間以上の時間がかかったとしても1回のケア＝1ケアとします。
- ケアの内容や時間などには一定の制限があります。例えば、家族間のケアはエコロ制度の対象外です。詳しくは、13ページのエコロ制度規程の「家族の定義」をご覧ください。
- ケアを依頼できる限度額は12,000円です。（3/21～翌3/20の1年間）

①ケアを依頼するときには・・・

- ケアを依頼できるのはエコロ加入者本人のみです。
- ケア者に直接ケアを依頼するのが原則です。
- ケア者にはお礼としてケア金が給付されますが、あくまでも好意によるたすけあいです。感謝の気持ちを忘れずに。
- ケア者に依頼内容を伝え、場所・時間などをよく打ち合わせしてください。アレルギーや持病などは事前に伝えておきましょう。
- ケア終了後、60日以内に生協エスコープ大阪の配達時に請求書を提出してください。（FAXでの送付は不可です。）

②ケアを引き受けるときには・・・

- 自分ができる範囲でケアを引き受けましょう。
- プライバシーを守りましょう。
- ケアの内容、時間などを記録しておきましょう。
- 給付確定後給付決定通知書が配布されます。共同購入の請求書と共にご確認ください。

③ケアの最中に何かあったら・・・

- エッコロ制度に定められているすべてのケアについて「ケア者保険」が適用されます。
- この保険はケア者が出かけてからケアを終え帰宅するまでの間を保障します。
- ケアに自動車やバイクが使われた場合の自動車・バイク事故は対象になりません。
- ケア中にペットがけがした場合、ペットを起因とする賠償責任についての保障はありません。
- 事故が発生したら、速やかにエコロ事務局へ連絡してください。

傷害保険 (ケア者本人)	死亡：300万円 入院：3,000円/日(180日間) 通院：2,000円/日(90日間)	ケア者がケア中にけがをした場合
賠償責任保険	身体賠償：1億円/1名 財物賠償：1億円/1事故	ケア者がけがをさせたり他人のものを壊した場合

3、用語の説明

●ケア者

エコロ制度を活用してケアを提供する人です。

●できるよ登録 登録用紙は20ページ

組合員本人の登録、家族（エコロ制度加入組合員と同居している家族）の登録の2種類があります。

ケアできること（得意なこと）や可能な曜日や時間などの条件を登録し、「ケアができる」意思表示をします。加入者からエコロケアの依頼があった時に、エコロコーディネーターからエコロケアの依頼が届きます。

●エコロコーディネーター

ケア者を自分で探すのが原則ですが、個人配達を利用する組合員が増えたため、組合員の知り合いがない場合もあります。「エコロコーディネーター」は依頼が入ったら、「できるよ登録」の登録者の中からコーディネートをおこないます。できるよ登録者でケア者が見つからなかった場合は、ケア不成立となります。

保障内容 上限 12,000 円 (3/21～翌 3/20)

- ・活動保障と生活保障の2種類の保障があります。
- ・ケアを請求できる上限は活動保障・生活保障合わせて 12,000 円です。(活動中の事故による賠償責任は含みません。エッコロ制度の事業年度 3 月 21 日～翌 3 月 20 日の 1 年間です。)
- ・エッコロ加入者同士でも、家族間のケアはエッコロ対象外とします。
(エッコロ制度規程で定める「家族」とは、同居・別居問わず親・子・配偶者・祖父母・孫および兄弟姉妹とします。)



●活動保障 (組合員活動を支えるためのたすけあい)

エスコープ大阪の企画に参加する、地域委員となって活動する、などエスコープ大阪の様々な活動に参加することを支えるしくみが活動保障です。

1、組合員活動を支えるためのケア	ケア金 600 円/1 ケア 2 時間を超える場合は 1,200 円
エスコープ大阪の組合員活動で会議や研修への出席や主催者として企画運営した際の、子どもや高齢者の見守り・家事援助	
例えば、どんな時に使えるの？ ・エスコープ大阪主催の学習会に参加するので、子どもの見守りを頼んだ。 ・エスコープ大阪の会議に参加するので、高齢の親の食事を頼んだ。	
2、組合員活動中の共同購入品 受け取りのケア	ケア金 600 円/1 ケア
エスコープ大阪の組合員活動で会議や研修への出席や主催者として企画運営した際の、共同購入品の受け取り	

例えば、どんな時に使えるの？

- ・エスコープ大阪の会議に参加するために共同購入品の受け取りを同じマンションの組合員に頼んだ。
- ※25人班は別途専任当番活動費が支給されているため除外する。(イレギュラーなものはエココロ対象。)



3、託児サポーターによる集団託児ケア

託児サポーターへのケア金
1,200円/1ケア(キャンセルの場合は600円/1ケア。但し、託児日3日前から当日の間にキャンセルとなった場合のみ)。サポーターの交通費は実費支給します。
※託児依頼者の給付金額を積算する際は300円/1人となります。

エスコープ大阪の主催する企画に参加した際の、託児サポーターによる集団での子どもの見守り

例えば、どんな時に使えるの？

- ・エスコープ大阪の主催する企画に参加するときに、集団託児をお願いした。



4、エスコープ大阪企画での託児費補助

エスコープ大阪主催企画時の託児費補助
エココロ制度を使う場合、お子さん1人につき300円のケア金給付として年間利用額に積算されます。

エスコープ大阪の主催する企画に参加した際の託児費補助(託児サポーターによる集団託児以外の託児)

例えば、どんな時に使えるの？

- ・エスコープ大阪の主催する企画に参加するときに、エココロ制度をつかって託児を申込んだ。





●生活保障（日常生活のたすけあい）

暮らしのなかでちょっと困った時に加入者同士でたすけあうしくみです。
ケア終了後に請求書を提出することで、ケア者にケア金が給付されます。
※医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

1、加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア	ケア金 600 円/1 ケア
加入者本人が事故・病気で入院・通院・在宅療養したときのケアに対する保障	
<p>例えば、<u>どんな時に使えるの？</u></p> <ul style="list-style-type: none">・病気で入院していた間、共同購入の受け取りを頼んだ。・風邪をひいて寝込んだので、家事を助けてもらった。	
2、加入者家族の入院・通院・在宅療養に伴う加入者へのケア	ケア金 600 円/1 ケア
加入者家族が事故・病気で入院・通院・在宅療養したときの加入者へのケアに対する保障	
<p>例えば、<u>どんな時に使えるの？</u></p> <ul style="list-style-type: none">・子どもが風邪をひき、もう一人の子どもの幼稚園のお迎えを頼んだ。・夫が入院したので、お見舞いの間子どもの見守りを頼んだ。	
3、加入者本人の産前産後のケア	ケア金 600 円/1 ケア
加入者本人の産前産後のケアに対する保障（出産予定日から 6 週間前～産後 1 年）	
<p>例えば、<u>どんな時に使えるの？</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 2 人目の出産の際に上の子どもの幼稚園の送迎を頼んだ。・ 産後の検診の同行を頼んだ。	

4、長期に留守をする時のケア	ケア金 600 円/1 ケア
<p>加入者本人が長期に留守をするときのケアに対する保障</p> <p>※長期は1週間以上です。</p> <p>※1週間単位を1ケアとします。</p>	
<p><u>例えば、どんな時に使えるの？</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1週間旅行に行くので、庭木の水やり（ゴミだし、ペットの世話など）を頼んだ。 	
5、リフレッシュのためのケア (上限年4回)	ケア金 600 円/1 ケア
<p>家族に未就学児・障がい者・介護の必要な高齢者がいる加入者が、子育て・介護の間のリフレッシュのためのケアに対する保障</p>	
<p><u>例えば、どんな時に使えるの？</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・美容院に行くために子どもの見守りを頼んだ。 ・学生時代のお友達と会うので、高齢のおじいちゃんの食事づくりを頼んだ。 	
6、儀式・行事に伴うケア	ケア金 600 円/1 ケア
<p>加入者および家族の学校・幼稚園・保育園などの行事・PTA活動、結婚式・葬式におけるケアに対する保障</p>	
<p><u>例えば、どんな時に使えるの？</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの授業参観に行くので、下の子の見守りを頼んだ。 ・お通夜に行くので、子どもの食事作りを頼んだ。 	
7、共同購入の補助ケア	ケア金 200 円/1 ケア
<p>身体的な理由(高齢、弱視、ケガなど)で加入者本人が手助けを必要とする場合に、注文の代行(注文書記入や電話、ネット注文など)を行なうケアに対する保障</p>	
<p><u>例えば、どんな時に使えるの？</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・注文書の字が見えづらいので、代わりに記入してもらった。 ・腕を骨折したため、注文書の記入をお願いした。 	

8、日常生活の困ったを支えるケア	ケア金 600 円/1 ケア
事由にかかわらず、加入者の日常生活の困りごとをサポートするためのケア保障 ※65 歳未満の加入者は年間 1 回のみ	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電球の交換を頼んだ。 ・急に残業が入ったので、幼稚園のお迎えをお願いした。 ・粗大ゴミを出すのに重いのでいっしょに運んでもらった。 	



●その他の補助

1、エコログループ活動補助	3 名以上の登録。初年度申請時に補助金 3,000 円/年を支給します(初年度のみ年度末に活動報告書を提出)。 ※年間 20 グループを上限とする。
3 名以上のエコロ制度加入者グループの活動補助 (グループ内で「できるよ登録」をすすめ、たすけあいができるようにする。)	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣のエッコロ制度加入者 3 名でグループをつくり、たすけあいができる関係を維持していくためにお茶会を行ない、その費用に充てた。 	



●エコロ活動中の事故による賠償責任の補てん

1、エコロ活動中の事故による賠償責任の補てん	免責金額 5,000 円 (エコロ請求金額の上限 12,000 円には含みません。)
エコロケア中に加入者本人または「できるよ登録」をしている家族が対人または対物の事故で賠償責任が生じたときの保障	

例えば、どんな時に使えるの？

- エッコロケア中に家財を壊してしまった。
- エッコロケア中に預かっていたこどもを誤ってけがをさせてしまった。



● エッコロ制度での託児補助



子育て世代もエスコープ大阪の活動に参加しやすいよう、組合員同士で子育て世代の応援をします。生協が企画した催しなどの託児が対象となります。

1. 託児サポーターによる集団託児ケア

未就学児が託児の対象となります。但し、体調の悪いお子さんはお預かりできません。託児は、エスコープ大阪が主催する研修を受けた託児サポーター（エコロ制度加入組合員）が行ないます。

集団託児でエコロ制度を利用した場合は、お子さん 1 人につき300円のケア金給付として年間利用額に積算されます。

託児サポーターによる集団託児は、託児コーディネーターが託児のコーディネートを行ないます。託児サポーターへのケア金は1200円/回とし、交通費実費も支給します。託児日3日前から当日の間にキャンセルとなった場合はキャンセル金600円を支給します。託児サポーターは、エスコープ大阪が主催する託児サポーター研修（年2回程度）への出席を必須とします。

2. 上記以外でのエスコープ大阪企画時の託児補助

エコロ制度加入者のお子さんの、エスコープ大阪主催の企画時の託児はエコロ制度を利用（エコロ給付金を利用）できます。託児サポーターによる集団託児同様、お子さん1人につき300円のケア金給付として年間利用額に積算されます。

その他のエコロ制度のしくみ



●エコログループ



いざというときにたすけあえるコミュニティを形成するには、日頃からのコミュニケーションが大切です。エコロ制度加入者が自主的に集まり、班で行なわれていたような井戸端会議やちょっとしたたすけあいができるようなグループづくりをすすめます。

- 近隣のエッコロ制度加入者でグループをつくり、グループ内で「できるよ登録」をすすめ、たすけあいができるようにします（グループ登録用紙は 21 ページ、できるよ登録用紙は 20 ページ）
- エッコログループは、3 名以上の登録で成立します。
- 年間 20 グループを上限として、申請時に補助金（3,000 円/年 初年度のみ）を支給します。
- 初年度のみ年度末に活動報告書を提出します。



生協エスコープ大阪 エコロ制度規程

(目的)

第1条 生協エスコープ大阪エコロ制度（以下エコロ制度という）は、生活協同組合エスコープ大阪（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(活動内容)

第2条 生協は加入者から拠出金を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

(1) 活動保障

- ①組合員活動を支えるためのケア
- ②組合員活動中の共同購入品受け取りのケア
- ③託児サポーターによる集団託児ケア
- ④エスコープ大阪企画での託児費補助

(2) 生活保障

- ①加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア
- ②加入者家族の入院・通院・在宅療養に伴うケア
- ③加入者本人の産前産後のケア
- ④長期に留守をする時のケア
- ⑤リフレッシュのためのケア
- ⑥儀式、行事に伴うケア
- ⑦共同購入の補助ケア
- ⑧日常生活の困ったを支えるケア

(3) その他の補助

- ①エコログループ活動補助

2 保障内容については別表に定めます。

(加入者の資格)

第3条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるのは生協の組合員本人とします。

(組合員活動)

第4条 第2条に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、各種委員会・集会・イベントとします。

(ケア及びケア者)

第5条 第2条に規定する「ケア」とは日常生活を円滑にするために支援することをいい、「ケア者」とはそれを行うものをいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。家族間のケアは給付対象とはなりません。ケア者はエコロ制度加入者とその加入者と生計を共にする家族とします。

2 第一項の「家族」とは、同居・別居問わず親子・配偶者・祖父母・孫および兄弟姉妹とします。

(入院・通院)

第6条 第2条に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、医師法に定める病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2 第2条に規定する「通院」の場合、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

(在宅療養)

第7条 第2条に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障をきたした状態とします。

(加入手続き)

第8条 生協に申請し、生協が受理を行います。

(契約効力の開始)

第9条 契約効力の開始は、申請が受理された日よりとします。

(拠出金及び払込方法)

第10条 拠出金は月額100円とし、毎年度の生協の共同購入代金の支払い方法に合わせて拠出するものとします。

(契約期間及び解約方法)

第11条 契約期間は、3月21日より翌年3月20日までとし、加入資格の喪失を除き期間中の中途における解約はできないものとします。

2 解約方法は、所定の解約届を2月末までに提出することとします。

3 2月末までに解約を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。

(エコロ制度の管理・運営)

第12条 エコロ制度の自立的かつ円滑な運営を図るために、理事会が委任する委員会が管理・運営を行います。

(理事会が委任する委員会の議決事項)

第13条 理事会が委任する委員会は、生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) エコロ制度事由発生の処理に関する事項
- (2) エコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エコロ制度事業案の策定に関する事項
- (4) その他エコロ制度運営上必要とされる事項

(給付金の受取人)

第14条 給付金の受取人は、加入者（ケア者）本人とします。家族がケア者の場合は、加入者が受取人となります。

(給付金の制限)

第15条 契約期間内（事業年度）に給付された給付金額の積算が上限を超えない範囲まで利用できます。

2 事業年度内に給付できる限度額は、活動保障および生活保障を合わせて12,000円とします（活動中の事故による賠償責任は含みません）。

(給付金の支払い請求)

第16条 エコロ制度のケア受給者は事由発生日から60日以内に生協が指定する支払い請求書を提出し、ケア者への給付金の支払いを請求するものとします。ケア受給者（請求者）本人の入院や

長期帰省などで60日以内の請求書提出が困難な場合などで、事前に生協への届け出をした場合に限り、請求書提出期限の延長を認めることとします。

2 第一項に則りケア受給者による請求書提出があったうえで、ケア者からの未払い給付金請求があった場合、事由発生から1年に限り生協は審査のうえ給付金の支払いを可能とします。

3 拠出金の未収等で共同購入同様利用制限のある期間に発生した事由については給付請求ができません。

4 請求時も生協の組合員であることとします。

(給付金の支払い)

第17条 給付金は事由内容を規程に沿って、理事会が委任する委員会が審査し、支払うものとします。

2 給付金の支払いは、共同購入代金の引き落とし時に合わせて行います。

(契約期間をまたがる事由の取り扱い)

第18条 給付金の通算管理は事由発生時ではなく、給付金の支払い月をもって通算します。契約期間の事業年度の締日(3月20日)をまたぐ事由は新年度の契約期間に通算されます。

(契約の変更)

第19条 加入者は契約の成立後、次の事項が生じたときは遅滞なく生協に届け出るものとします。

- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更
- (3) 加入者の連絡先(電話番号など)の変更

(契約の消滅)

第20条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

(払込猶予期間および失効)

第21条 拠出金の払込猶予期間は、払込期日(生協の引き落とし日)の翌日から3か月とします。

2 払込猶予期間が過ぎても、なお拠出金が振り込まれない場合、契約は払込期日の翌日午前0時にさかのぼって失効します。

(調整)

第22条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じたときは、理事会が委任する委員会において調整するものとします。

(業務委託)

第23条 生協はエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

(事業運営および剰余金の処理)

第24条 エコロ事業の運営方針やそれに伴う費用支出、および年度ごとの事業剰余金の処理方法は理事会にて決定します。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、生協の理事会において行うものとします。

(附則)

第26条 この規程は、2015年10月1日から施行するものとします。

2 この規程の一部を改定し、2017年4月28日から施行する。

3 この規程の一部を改定し、2019年10月2日から施行する。

エスコープ大阪・エココロ制度規程 第2条 別表 (保障内容)

(1) 活動保障 (組合員活動を支えるためのたすけあい)

エスコープ大阪の企画に参加する、地域委員となって活動する、などエスコープ大阪の様々な活動に参加することを支えるしくみが活動保障です。

①組合員活動を支えるためのケア	ケア金600円/1ケア 2時間を超える場合は1,200円
エスコープ大阪の組合員活動で会議や研修への出席や主催者として企画運営した際の、子どもや高齢者の見守り・家事援助	
<u>例えば、どんな時に使えるの？</u> ・エスコープ大阪主催の学習会に参加するので、子どもの見守りを頼んだ。 ・エスコープ大阪の会議に参加するので、高齢の親の食事を頼んだ。	
②組合員活動中の共同購入品受け取りのケア	ケア金600円/1ケア
エスコープ大阪の組合員活動で会議や研修への出席や主催者として企画運営した際の、共同購入品の受け取り	
<u>例えば、どんな時に使えるの？</u> ・エスコープ大阪の会議に参加するために共同購入品の受け取りを同じマンションの組合員に頼んだ。 ※25人班は別途専任当番活動費が支給されているため除外する。(イレギュラーなものはエココロ対象)	

子育て中の組合員の活動参加を応援するしくみです。

③託児サポーターによる集団託児ケア	託児サポーターへのケア金 1,200円/1ケア(キャンセルの場合は600円/1ケア。但し、託児日3日前から当日の間にキャンセルとなった場合のみ)。サポーターの交通費は実費支給します。 ※託児依頼者の給付金額を積算する際は300円/1人となります。(エスコープ大阪が主催する企画の託児すべてが対象です。)
エスコープ大阪の主催する企画に参加した際の、託児サポーターによる集団での子どもの見守り	
<u>例えば、どんな時に使えるの？</u> ・エスコープ大阪の主催する企画に参加するときに、集団託児をお願いした。	
④エスコープ大阪企画での託児費補助	エスコープ大阪主催企画時の託児費補助 給付金額を積算する際300円/1人。
エスコープ大阪の主催する企画に参加した際の託児費補助(託児サポーターによる集団託児以外の託児)	
<u>例えば、どんな時に使えるの？</u> ・エスコープ大阪の主催する企画に参加するときに、エココロ制度をつかって託児を申込んだ。	

(2) 生活保障（日常生活のたすけあい）

暮らしのなかでちょっと困った時に加入者同士でたすけあうしくみです。ケア終了後に請求書を提出することで、ケア者にケア金が給付されます。

※医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

①加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア	ケア金600円／1ケア
加入者本人が事故・病気で入院・通院・在宅療養したときのケアに対する保障	
例えば、どんな時に使えるの？	
・病気で入院した間、共同購入の受け取りを頼んだ。 ・風邪をひいて寝込んだので、家事を助けてもらった。	
②加入者家族の入院・通院・在宅療養・に伴う加入者へのケア	ケア金600円／1ケア
加入者家族が事故・病気で入院・通院・在宅療養したときの加入者へのケアに対する保障	
例えば、どんな時に使えるの？	
・子どもが風邪をひき、もう一人の子どもの幼稚園のお迎えを頼んだ。 ・夫が入院したので、お見舞いの間子どもの見守りを頼んだ。	
③加入者本人の産前産後のケア	ケア金600円／1ケア
加入者本人の産前産後のケアに対する保障（出産予定日から6週間前～産後1年）	
例えば、どんな時に使えるの？	
・2人目の出産の際に上の子どもの幼稚園の送迎を頼んだ。 ・産後の検診の同行を頼んだ。	
④長期に留守をする時のケア	ケア金600円／1ケア
加入者本人が長期に留守をするときのケアに対する保障（長期は1週間以上です） ※1週間単位を1ケアとします。	
例えば、どんな時に使えるの？	
・1週間旅行に行くので、庭木の水やり（ゴミだし、ペットの世話など）を頼んだ。	
⑤リフレッシュのためのケア（上限年4回）	ケア金600円／1ケア
家族に未就学児・障がい者・介護の必要な高齢者がいる加入者が、子育て・介護の間のリフレッシュのためのケアに対する保障	
例えば、どんな時に使えるの？	
・美容院に行くために子どもの見守りを頼んだ。 ・学生時代のお友達と会うので、高齢のおじいちゃんの食事づくりを頼んだ。	
⑥儀式・行事に伴うケア	ケア金600円／1ケア
加入者および家族の学校・幼稚園・保育園などの行事・PTA活動、結婚式・葬式におけるケアに対する保障	
例えば、どんな時に使えるの？	
・子どもの授業参観に行くので、下の子の見守りを頼んだ。 ・お通夜に行くので、子どもの食事作りを頼んだ。	
⑦共同購入の補助ケア	ケア金200円／1ケア
身体的な理由（高齢、弱視、ケガなど）で加入者本人が手助けを必要とする場合に、注文の代行（注文書記入や電話、ネット注文など）を行なうケアに対する保障	

<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注文書の字が見えづらいので、代わりに記入してもらった。 ・腕を骨折したため、注文書の記入をお願いした。 	
⑧日常生活の困ったを支えるケア	ケア金600円／1ケア
<p>事由にかかわらず、加入者の日常生活の困りごとをサポートするためのケアに対する保障</p> <p>※65歳未満の加入者は年間1回のみ</p>	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電球の交換を頼んだ。 ・急に残業が入ったので、幼稚園のお迎えをお願いした。 ・粗大ゴミを出すのに重いのでいっしょに運んでもらった。 	

(3) その他、エコロ制度促進のための活動補助

①エコログループ活動補助	<p>3名以上の登録。初年度申請時に補助金3,000円／年支給します(初年度のみ年度末に活動報告書を提出)。</p> <p>※年間20グループを上限とする。</p>
<p>3名以上のエコロ制度加入者グループの活動補助 (グループ内で「できるよ登録」をすすめ、たすけあいができるようにする。)</p>	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣のエコロ制度加入者3名でグループをつくり、たすけあいができる関係を維持していくためにお茶会を行ない、その費用に充てた。 	

■エコロ活動中の事故による賠償責任の補てん

エコロ活動中の事故による賠償責任の補てん	<p>免責金額5,000円 (エコロ請求金額の上限12,000円には含みません)</p>
<p>エコロケア中に加入者本人または同居家族が対人または対物の事故で賠償責任が生じたときの保障</p>	
<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコロケア中に家財を壊してしまった。 ・エコロケア中に預かっていたこどもを誤ってけがをさせてしまった。 	

請求書 活動保障

※コピーして使ってください
※ケアを依頼した人が記入してください



エスコープ大阪 エッコロ制度事由報告書兼支払請求書

生協エスコープ大阪 御中

下記エコロ制度事由発生により、ケア金を請求します。

Table with registration date, member code, name, and phone number fields.

■適用事由に○をつけてください (適用事由が複数ある場合は事由ごとに申請してください)

Table with two rows for applicable reasons: 1. Support for member activities, 2. Shared purchases during activities.

■ケアを受けた日時、ケア者氏名、ケア内容を記入してください。

Main table for recording care details including date, caregiver name, relationship, amount, and content.

■会議や企画の主催者が証明をしてください。

Table for recording the activity proof provider.

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生協エスコープ大阪の活動目的としてのみ使用します。

<お問い合わせ エスコープ大阪エコロ事務局 電話 072-293-4660>

Table for recording office processing steps: 配達担当受付, エッコロ事務局受付, 福祉委員会確認, 給付額, 給付日, 担当, 受付NO.

請求書 生活保障

※コピーして使ってください
※ケアを依頼した人が記入してください



エスコープ大阪 エッコロ制度事由報告書兼支払請求書

生協エスコープ大阪 御中

下記エコロ制度事由発生により、ケア金（1 ケア 600 円、7は 1 ケア 200 円）を請求します。

記入日	年 月 日	組合員コード	
フリガナ 氏 名		電話番号	
		生年月日	年 月 日

■適用事由に○をつけてください（適用事由が複数ある場合は事由ごとに申請してください）

1、加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア	
2、加入者家族の入院・通院・在宅療養・介護に伴う加入者へのケア	
3、加入者本人の産前産後のケア	お子さんの誕生日（出産予定日） 年 月 日
4、長期に留守をする時のケア	
5、リフレッシュのためのケア（年4回まで）	回目の申請／年 4 回
6、儀式・行事に伴うケア	冠婚葬祭・行事名（ ）
7、共同購入の補助ケア ※1ヶ月毎にまとめ、最終のケア日から60日以内に提出してください。	
8、日常生活の困ったを支えるケア（65歳未満）	回目の申請／年間 1 回のみ
日常生活の困ったを支えるケア（65歳以上）	加入者の年齢 歳

■ケアを受けた日時、ケア者氏名、ケア内容を記入してください。

事由発生日時	年 月 日（ ） : ~ :
	7、の場合はケア日 月 日、 日、 日、 日
ケア者のお名前	ケア者との関係
ケア者の組合員コード	
ケア内容	

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生協エスコープ大阪の活動目的としてのみ使用します。

<お問い合わせ エスコープ大阪エコロ事務局 電話 072-293-4660>

■事務局記入欄				
配達担当受付	月 日	担当：	審査不可の場合の理由	
エコロ事務局受付	月 日	担当：		
福祉委員会確認	月 日	担当：		
給付額	円	給付日	月 日	受付 NO.

できるよ登録用紙

※コピーして使ってください



エスコープ大阪 できるよ登録 登録申込書

生協エスコープ大阪 御中

「できるよ登録」に登録します。

記入日	年 月 日	登録者名	
組合員名		続柄	本人・配偶者・子・その他（ ）
組合員コード		連絡のつきやすい電話番号	

■できるケアに○を付けてください。

項目	内容
子育て支援	①子どもの見守り ②赤ちゃんの見守り ③お迎え
家事支援	④掃除・片付け ⑤食事準備 ⑥洗濯 ⑦買い物
外回りの作業	⑧庭の草取り ⑨水やり
室内での作業	⑩ゴミ出し ⑪電球の付け替え等簡単な修理
高齢者の相手	⑫高齢者の見守り・話し相手
共同購入の補助	⑬注文書の記入・ネットなどでの注文
その他	⑭（ ）

■ケアが可能な時間、エリアを記入してください。

ケア可能な曜日	日 月 火 水 木 金 土 不定期
ケア可能な時間帯	午前 午後 いつでも
ケア可能なエリア	(記載例：〇〇市〇区)

■趣味や特技なども記入してください。

趣味		特技	
----	--	----	--

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生協エスコープ大阪の活動目的としてのみ使用します。

<お問い合わせ エスコープ大阪エッコロ事務局 電話 072-293-4660>

■事務局記入欄

配達担当受付	年 月 日	担当：
エッコロ事務局受付	年 月 日	担当：

エコログループ申込用紙

※コピーして使ってください



エスコープ大阪 エコログループ 申込書（新規・追加）

生協エスコープ大阪 御中

エコログループとして登録します。

記入日	年 月 日	代表者名	
グループ名		主な開催場所	

■登録者

氏名	組合員コード	できるよ登録 ○・×

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生協エスコープ大阪の活動目的としてのみ使用します。

<お問い合わせ エスコープ大阪エコロ事務局 電話 072-293-4660>

■事務局記入欄

配達担当受付	年 月 日	担当：
エコロ事務局受付	年 月 日	担当：

こんな時使える？どう使うの？エッコロ制度

事例①

風邪をひいて寝込んでしまった。

16時～18時に子どもの食事作りと見守りをお願いしたい。

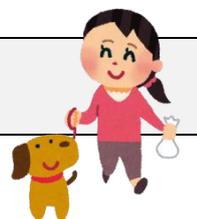


★生活保障1「加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア」が使えます

- ①ケア者に直接ケアを依頼します。誰に頼めばよいかわからない時はエッコロ事務局へ
- ②ケア時間、内容、場所を双方で確認します。
- ③合意した内容が一連の手助けです。「食事作りと見守り」が1ケアになります。

事例②

一週間帰省で不在にする。犬の散歩をお願いしたい。

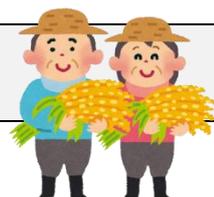


★生活保障4「長期に留守をする時のケア」が使えます

- ①ケア者に直接ケアを依頼します。誰に頼めばよいかわからない時はエッコロ事務局へ
- ②ケア時間、内容、場所を双方で確認します。
- ③長期は1週間以上とします。3～4日の旅行ではエッコロ制度は使えません。
- ④1週間単位で1ケアとします。7日間犬の散歩をしても、一日おきになったとしても1ケアです。
- ⑤2週間以上にわたる場合は、週単位でのケア請求となります。但し、1ケアで合意できている場合は妨げるものではありません。

事例③

1泊2日で生産者訪問に参加する。小学生の子どもを預けたい。



★活動保障1「組合員活動を支えるためのケア」が使えます

- ①ケア者に直接ケアを依頼します。誰に頼めばよいかわからない時はエッコロ事務局へ
- ②ケア時間、内容、場所を双方で確認します。
- ③ケア者が一人の場合でも、1日目と2日目を分けて2ケアとして請求することが可能です。但し、双方が1ケアで合意できている場合は妨げるものではありません。

●すべてのケアについて、複数のケア者に依頼する必要がある場合、ケア時間の重複がない限りケア者一人に対して1ケアとして請求が可能です。

●こんな時使えるかな？どう使うの？と困った時は、エッコロ事務局までご相談ください。





エコロ制度の問い合わせ・相談・
加入用紙・請求書の請求先

生協エスコープ大阪エコロ事務局

☎072-293-4660 FAX072-341-0022

■加入用紙・請求書はFAXでは受付できません。

■請求書はエスコープ大阪のホームページからのダウンロードできます。

エスコープ大阪ホームページ <https://s-osaka.seikatsuclub.coop/>



もしもの時の連絡先

困った時にエコロのケアを頼める方を記入しておきましょう。

名前	組合員コード	電話



ケア記録表

ケア内容を記録するのにご利用ください。

日にち	ケア者	ケア内容	時間
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :
/			: ~ :